

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

訪問看護ステーションたてやま運営規程

(居宅介護及び重度訪問介護)

(目的)

第1条 医療法人 徳洲会が設置する訪問看護ステーションたてやま（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（サービス対象者に障害児が含まれる場合は、障害児の保護者も含む）（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 居宅介護事業にあつては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 前項の規定は、重度訪問介護にあつては、「家事」の後ろに「、外出時における移動中の介護」を加えてこれを適用する。
- 3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第3条 事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底をする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションたてやま
- (2) 所在地 千葉県館山市北条字段所520番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者等に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し若しくは必要に応じて当該計画を変更し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 常勤換算方式にて2.5名以上

従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の休日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日8:30から17:00までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 月曜日から土曜日 8:30 から17:00までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護

- ア 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- イ 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- ウ 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- エ 精神障害者(18歳未満の者を含む)

- オ 難病等対象者（18 歳未満の者を含む）
- （２）重度訪問介護
 - ア 身体障害者（18 歳未満の者を除く）
 - イ 知的障害者（18 歳未満の者を除く）
 - ウ 精神障害者（18 歳未満の者を含む）
 - エ 難病等対象者（18 歳未満の者を含む）

（居宅介護等の内容）

第 8 条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- （１）居宅介護等の計画の作成
- （２）身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体の介護
- （３）家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- （４）重度訪問介護に関する内容
 - ア （２）の身体介護
 - イ （３）の家事援助
 - ウ 外出時の介護（身体介護を伴う）
- （５）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - （２）から（４）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（利用者から受領する費用の額等）

第 9 条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（以下「費用基準額」という。）の支払を受けるものとする。
- 3 第 11 条に定める通常の事業の実施地域を越えて居宅介護等を提供する場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
 - （1）通常の事業実施地域を超えてから 5 km まで 300 円
 - （2）通常の事業実施地域を超えてから 5 km を超え、1 km 毎に 50 円加算。
- 4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 10 条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に事業所が提供する居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等に係る費用基準額から法第 29 条第 3 項（法第 31 条の読替適用を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業所は利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス提供事業者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、館山市・南房総市の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情解決）

第 13 条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ

適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（感染症や災害への対応力の強化）

第 14 条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 感染及び食中毒の予防まん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染及び食中毒の予防まん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

2 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、と当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

5 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（身体拘束の適正化）

第 15 条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催することともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第15条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規定は、令和 3 年10月 1日から施行する。
この規定は、令和 4 年 7月26日から施行する。
この規定は、令和 5 年 7月 1日から施行する。